

時事評論  
現代を  
読む

森本あんり  
(国際基督教大学教授)

# 「社会通念」の暴威 砂川市神社訴訟違憲判決



今年1月20日、最高裁判所大法院は、北海道砂川市が市内の空知太神社に無償で市有地を提供していることを、政教分離の原則に照らして憲法違反と判断した。翌日の主要各紙はこのことを大きく報道したが、それぞれに特色があった。朝日新聞は多数意見を「現実的で妥当」と支持したのに対し、産経新聞は「違憲判決の独り歩き」と「政教分離運動過熱化の愚」を警戒している。一方、日本経済新聞は、「あえて憲法違反を問うまでのことはない」という補足意見を紹介しつつも、それを超える「一般人の目」という新たな物差しを提示したことを評価している。

わたしは、最高裁がようやくこうした事件に憲法判断を示し、しかもそれが政教分離をより厳格に捉える判断であったことに、まずは安堵する。大法廷の判決は、77年の津地鎮祭訴訟が合憲、88年の自衛官合祀訴訟も合憲、そして97年の愛媛玉串料訴訟が違憲と続いたが、政教分離の裁判は常に論点が輻輳しており、個別案件ごとに総合的な判断が必要なため、今後この流れが定着すると想定することはできない。

しかし、新聞各紙が評価した点、つまり今回の判断が「一般人の評価」や「社会通念に照らして」なされた、という点には疑問を抱かざるを得ない。問題となった神社は、「宗教施設としての存在感が大きくない」ので、目的や効果の面で特定宗教へのかかわりを判断する従来の基準が有効に機能しない。それで、この新たな基準が導入されたというのだが、実は「一般人の評価」という基準は津地鎮祭訴訟でも用いられている。とすると、ふたつの判決は結論においては正反対だが、結局どちらも当時の世論に沿ってなされたものだということになる。では、時代

がまた逆行して戦前のような世論が優勢になったら、最高裁はそれにも追随するのであろうか。

信教の自由は、人間のもつとも基本的な権利のひとつである。それは、国家によって与えられる権利ではなく、人間が人間である以上けつして失われることのない権利である。だからそれは、選挙や投票の結果に左右されてはならないのである。政治は多数決の世界だが、最高裁は少数者の人権を守る最後の砦である。以前にも本欄で書いたように(連載3「不穏な民主主義」)、最高裁は民主主義の擁護者であるばかりでなく、最終的には民主主義からも国民を守る砦でなければならない。

日本の「目的効果基準」は、アメリカの「レモンテスト」を部分的に踏襲したものだ。この基準はその後、アメリカで複雑な経緯を辿り、その限界も明らかにされて、議論の揺れは今日も続いている。

日本の裁判官の中には、神道と「排他的な宗教」との違いを強調して合憲を主張した人もあったが、それは勉強不足と言うほかない。

だが、勉強など何もしなくても浮かんでくるごく素朴な問いもある。いったい、「一般人」とは法律上、誰のことか。最高裁はどこでこの「一般人の評価」を調べたのであろうか。

わたしはこの判決を聞いた直後に渡米し、現在、カリフォルニア州バークレーに滞在している。ここにはヒッピー文化の名残も各所に残っているが、彼らの異議申し立てでもある意味では文化創造の一表現であった。この国の力の源泉は、こうした多様性を容認するところにある。それに比べると、「社会通念」という正体不明の権威がかくも容易に承認されて流通し、それが最高裁判所の憲法判断の根拠にまでされてしまうというのは、どうにも納得のゆかない話である。